

中国編 目次

1 . 商標法関連法規	...	43
1-1. 現行商標法および商標規則等	...	43
1-2. 現行法規の改正予定の有無	...	44
2 . 商標法と実務	...	44
2-1. 定義	...	44
(1) 商品および役務の定義		
(2) 商品商標および役務商標の定義		
(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)		
(4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」		
(5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)		
(6) 「ビル等の不動産」(real estate)		
(7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータプログラム」		
(8) 商標の保護対象拡大		
2-2. 商標制度の概要	...	45
(1) 実体審査(substantive examination)		
(2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)		
(3) 同意書制度(コンセント、consent)		
(4) 権利不要求(ディスクレーマー、disclaimer)制度		
(5) 連合商標制度(associated trademarks)		
(6) 団体商標制度(collective trademarks)		
(7) 証明商標制度(certification trademarks)		
(8) 保証商標制度(guarantee trademark)		
(9) 一出願一商標制度		
(10) 出願公開制度		
(11) 異議申立制度		
(12) 公報の発行		

(13)情報提供		
(14)周知著名商標の保護		
(15)その他の特徴的な制度・法規定		
2-3. 出願手続	...	48
(1) 指定区分数の制限		
(2) 指定商品の包括的記載		
(3) 在外者による商標出願の言語		
(4) 在外者による出願の代理人指名		
(5) 優先権証明の書類提出時期		
(6) 公証・認証等の必要性		
(7) 出願料金体系		
(8) 出願手続における特徴的な事項		
2-4. 実体審査	...	50
(1) 実体審査における拒絶理由		
(2) 商標見本に関する職権補正		
(3) 指定商品・役務に関する職権補正		
(4) 拒絶理由通知への対応		
(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ		
(6) 審査基準および審査マニュアル		
(7) 審査要処理期間		
(8) 特徴的な審査手続		
(9) 審査処理促進のために行われている施策		
(10)その他、実体審査に関する特徴的な事項		
2-5. 登録料金の体系	...	53
(1) 公告・登録時の料金		
(2) 更新時の料金		
2-6. 異議申立制度	...	54
(1) 権利付与前異議か付与後異議か		
2-7. 審判制度	...	54
(1) 拒絶査定に対する不服申立制度		
(2) 不使用取消制度		

(3) 商標登録無効審判制度		
(4) その他、特徴的な審判制度		
2-8. 商標権の存続期間と更新	...	55
(1) 商標権の存続期間		
(2) 更新手続・期間等		
2-9. 手数料	...	56
2-10. 使用許諾制度	...	56
2-11. マドリッド協定議定書への加入予定	...	56
2-12. オンライン商標出願	...	56
2-13. 商標情報データベース	...	57
2-14. 今後の注力施策	...	57
2-15. 日本特許庁に対する要望事項	...	57
2-16. 中国の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容	...	57

中国

1. 商標法関連法規

1 - 1. 現行商標法および商標規則等

現在施行されている商標法関連法規は、次の通りである。

	名 称	施行年月日
1	改正商標法(2001年10月27日成立)	2001年12月1日
2	改正商標法実施条例(2002年8月3日成立)	2002年9月15日

(1) 商標法の改正沿革

「中華人民共和国商標法」は、1982年8月23日、第5期全国人民代表大会第24次常務委員会で採択され、1983年3月1日より施行された。

第1回目の改正が、1993年2月22日の第7期全国人民代表大会第30次常務委員会で採択され、1993年7月1日より施行された。

第2回目の改正が、2001年10月27日の第9期全国人民代表大会第24次常務委員会で採択され、2001年12月1日より施行されている。これが現行商標法である。

(2) 商標法実施条例(「施行規則」に相当)の改正沿革

1983年3月1日の商標法施行を受けて、1983年3月10日、国務院から「中華人民共和国商標法実施条例」が公布された。

1988年1月3日、国務院により第1次改正が承認された。

1993年7月1日の第1回目の商標法改正を受けて、1993年7月15日、国務院により第2次改正が承認された。

1995年4月23日、「国務院による商標登録の証明書類送付問題に関する回答」が承認され、公布された。

現在の実施条例は、2002年8月3日、国務院総理大臣により承認・公布され、2002年9月15日から施行されているものである。

(3) 中国の法令の名称

中国では、中央・地方の各機関が制定する法令が入り乱れており、複雑なものとなっている。比較的下位の機関や地方が制定した法令・規則などの中に、中央や上位の法令では規定されていない実務上の重要な事項が定められていることが少なくない。体系的に整理・理解することが困難なものもある。

中国の立法機関に相当する全国人民代表大会とその常務委員会により制定される法令が「法律」(狭義)である。基本的なものについては、全国人民代表大会により制定されるが、多くの法律は常務委員会によって制定されている。前述の通り、「商標法」も常務委員会で制定されたものである。

中央政府である国務院が、日本の内閣に相当する。国務院により制定される法令が、行政法規である。行政法規の名称は、きちんと統一されていないために分かりづらいが、「条例」と呼ばれる名称のものが比較的多いようである。「商標法実施条例」はこれに該当している。

なお、香港で「商標條例」と言うと「商標法」のことであり、日本で「条例」と言うと、地方公共団体等が制定する法令のことを指している。漢字圏であっても各国毎に表現が異なるので注意を要する。

上記以外に、国務院の構成部門である「部」や「委員会」(日本の「省」に相当)が制定する多数の行政レベルの法規が存在する。これらは概念として「部門規則」(中国語では「部門規章」と呼ばれているが、実際の法規では「規則」、「規定」、「実施細則」、「弁法」など様々な名称が付けられていて統一されていない。

1 - 2. 現行法規の改正予定の有無

改正が行われたばかりであり、現時点で改正の予定はない。

2. 商標法と実務

2 - 1. 定義

(1) 商品および役務の定義

関係法規のいずれにも、「商品」および「役務」の定義規定は存在しない。

(2) 商品商標および役務商標の定義

「商品商標」および「役務商標」についても、定義されていない。

(3) 2001年11月のWIPO ニース協定改定作業部会で追加された商品・役務(一部)

ニース協定改定作業部会で追加された electrical energy(電気エネルギー)は、現行の第1類に属する。しかしながら、energy generated by nuclear fusion(核融合により生成されたエネルギー)と、presentation of goods on communication media, for retail purposes(情報媒体を利用した小売りのための商品展示)について

は、中国では認められていない。

- (4) 「ガス管を通じてのガスの小売り」、「水道管を通じての水の小売り」
いずれも商品・役務として認められない。今後も、これらが分類表に追加される当
面の予定はない。
- (5) 「一般的な商品の小売り」(retail services of goods)
中国では認められない。これに関する実務変更の予定もない。
- (6) 「ビル等の不動産」(real estate)
これも認められていない。現行実務を変える予定はない。
- (7) 「通信回線(インターネット)を通じて販売されるコンピュータープログラム」
認められない。ただし、「computer program(downloadable)」(ダウンロードできる
コンピュータープログラム)は認められている。
- (8) 商標の保護対象拡大
現在、「立体商標」、「色の組合せ」が商標保護の対象に加えられている。「音響」
「匂い」、「味」、「単色」、「ホログラム」、「動く商標」は、保護対象とされていない。

2 - 2 . 商標制度の概要

- (1) 実体審査(substantive examination)
識別力の有無、先行商標との類似性について実体審査が行われている。ただし、商
標の使用の有無は、審査段階では審査の対象とはされていない。
- (2) 先願主義か先使用主義か(first-to-file, or first-to-prior use system)
先願主義が採用されている。
- (3) 同意書制度(コンセント、consent)
同意書制度は認められていない。同意書を提出しても、斟酌もされない模様。
- (4) 権利不要求制度(ディスクレーマー、disclaimer)
権利不要求制度は採用されていない。
- (5) 連合商標制度(associated trademarks)
連合商標制度は、存在しない。
- (6) 団体商標制度(collective trademarks)
団体商標制度が採用されており、次のように規定されている(商標法第3条)。
「団体商標とは、団体、協会またはその他の組織の名義で登録され、その構成

員が商業活動において使用し、これを使用する者がその構成員であることを表示するための標章のことを言う。」

団体商標の出願時に、次のような書類を提出しなければならない。

- 1) 団体商標登録の願書
- 2) 出願人の署名がある委任状
- 3) 商標見本を 10 枚
- 4) 団体商標管理運用規定

(7) 証明商標制度(certification trademarks)

証明商標制度も採用されており、次のように規定されている(商標法第 3 条)。

「証明商標とは、監督能力がある組織の下で管理されている商品または役務について、その組織以外の団体または個人によって使用され、その商品または役務の原産地、原材料、製造方法、品質、またはその他の特徴を証明するために使用される標章のことを言う。」

証明商標の出願時に、次のような書類を提出しなければならない。

- 1) 証明商標登録の願書
- 2) 出願人の署名がある委任状
- 3) 商標見本を 10 枚
- 4) 証明商標管理運用規定

(8) 保証商標制度(guarantee trademarks)

保証商標制度は導入されていない。

(9) 一出願一商標制度

一出願一商標制度であるが、日本商標法第 6 条のような明文規定は存在しない。

(10) 出願公開制度

出願公開制度はない。出願された商標は、公告されるまで公開されない。

(11) 異議申立制度

権利付与前異議申立制度が採用されている(商標法第 30 条)。出願日から平均して約 9~10 月後に公告されている。

(12) 公報の発行

公告公報・登録公報が、紙媒体として現地名称「商標公告」として発行されている。言語は中国語である。CD-ROM やインターネットという媒体による公開はなされていない。

い。

(13) 情報提供

公告される前の未審査の商標出願に対して、第三者が情報提供を行うことはできない。

(14) 周知著名商標の保護

周知著名商標(中国国内において)であれば、中国において登録されていなくても、他人が同一または類似の商標を、同一または類似の商品・役務について出願した場合、その登録は認められず、かつその使用も禁止される(商標法第13条)。

さらに非類似の商品・役務であっても、中国で登録された周知著名商標であれば、第三者の同一または類似の商標出願は登録されず、その使用も排除される。

ただし、通常の審査段階では、中国で未登録の周知著名商標に類似する商標出願は、拒絶されていないようである。このような場合には、周知著名商標の保有者は、異議申立て・取消無効手続等で保護を求めることになる。

周知著名商標と非類似の商品・役務について、同一または類似の商標が使用された場合、商標法第53条の規定に従って、行政手続または裁判手続で、使用差止、損害賠償等を請求することができる。なお、未登録の周知著名商標の場合は、実務的に対策がとりにくいのが現状のようである。

周知著名商標の認定基準は、次の通りである(商標法第14条)。

- 1) 関連する公衆による、その商標に対する認知度
- 2) その商標の持続的な使用期間
- 3) その商標に関するあらゆる宣伝の持続期間、頻度、および地理的範囲
- 4) その商標の周知著名商標としての保護記録
- 5) その商標が周知著名であるという他の要素・要因

中国以外のある特定国において、あるいは複数の国で周知著名であったとしても、中国で周知著名であるとの認定請求は受け付けられない。しかしながら、周知著名商標の認定請求を、異議申立て、取消無効請求、再審等の紛争手続において行うことが可能である(商標法実施条例第5条)。この場合、次のような資料を提出しなければならない。

- 1) その商標に関する広告費用の金額

- 2) その商標を付した商品・役務の販売売上高
- 3) その商標に関する各国の商標登録証のコピー
- 4) その商標の歴史・沿革情報
- 5) 認定請求者の背景情報

現在、商標局のウェブサイト(<http://www.tmo.gov.cn/>)で、周知著名商標のリストが公表されている。2003年1月現在、このウェブサイトで公表されているのは153件であるが、周知著名と認定されているものの総数は293件(2002年10月現在)とのことである。周知著名商標の中国語表記は「馳名商標」であり、英語では「Far Famed Trademarks」となっている。

(15) その他の特徴的な制度、法規定

商標局は、周知著名商標については限られた知識しか持っていないので、第三者から周知著名商標の出願があっても、拒絶できる事例はごくわずかのようである。

よって、周知著名商標の保有者は、商標公報をよくウォッチングして、異議申立てや取消無効の請求等を行うことが実務的であるとの助言であった。

新商標法では、使用によって識別力を得ているとの主張が可能となったので(商標法第11条第2項)、もし審査段階で「識別力がない」との拒絶通知・暫定的拒絶通報を受けたならば、再審を請求して争うのが有効であるとの助言があった。

2 - 3 . 出願手続

(1) 指定区分数の制限

一出願一区分である(新商標法実施条例第13条)。一出願多区分制度に移行する動きはない。

ただし、マドリッド協定議定書ルートであれば、条約の定めにより中国を指定した一出願多区分の国際出願が認められている。

(2) 指定商品の包括的記載

第9類において、「machines(機械器具)」、「applied electronic machines and apparatus(電子応用機械器具)」、「parts of computers(電子計算機の部品)」という記載は認められていない。ただし、「computers(電子計算機)」という記載は認められている。

包括的と判断される表現は認められていない。クラスヘディング(class headings)の記載も、特定の商品に結び付かない限り、認められない。

多くの種別を含むような製品の表現も認められない。例えば、「motor vehicles(原動機付き乗り物)」は、「cars(乗用車)」と「motorcycles(オートバイ)」;「audio-visual products(映像音響製品)」は「TV sets(テレビ)」と「cameras(カメラ)」を含む表現なので、ともに認められない。「land vehicles(陸上用乗り物)」、「textile goods(織物製品)」、「articles made of paper(紙製品)」も認められない。

さらに、「all goods included in this class(この区分に含まれるすべての商品)」、「parts and fittings for the aforesaid goods(上記の商品に関する部品・備品)」、「and the like(および同類の商品)」と言うような表現も、一切認められていない。

原則として、国際分類(ニース分類)表に記載されている商品・役務であれば、それが包括的であるかどうかにかかわらず、認められるだろう。国際分類(ニース分類)表に従って記載することが強く推奨されている。

(3) 在外者による商標出願の言語

中国語でなければならない。

(4) 在外者による出願の代理人指名

在外者が中国に対して商標出願を行うときには、認可された商標代理人を指定しなければならない。2002年10月現在、149の商標代理事務所が認可されている。なお、マドリッド協定議定書ルートでの国際出願で中国を指定して、暫定的拒絶通報を受けると、その附表に「商標代理人リスト」が掲載されているが、2002年11月現在の附表によれば36の事務所しか掲載されていない。

【参考】 特許出願については23の特許代理事務所(「専利事務所」)が認可されているが、2002年12月30日に、新たに37の事務所が認可公告された。合計60となった。

(5) 優先権証明の書類提出時期

優先権証明書類を、出願時に同時に提出することは、義務付けられていない。出願から3月以内に補完すればよい。

(6) 公証・認証等の必要性

委任状や譲渡証を商標局に提出するときに、公証・認証等は必要とされない。

(7) 出願料金体系

一出願一区分制度が採択されており、出願基本料は 1,000 中国元*である(指定商品・役務が 10 個以下のとき)。指定商品・役務が 10 個を超えるときには、超過した指定商品・役務 1 個につき 100 中国元の追加料金を支払わなければならない。

* 1 中国元(ユアン) = 約 14 円。2003 年 3 月現在。

(8) 出願手続における特徴的な事項

前記 2 - 3 . (2) で説明したような包括的な表現は認められないが、例えば、「washing machines [laundry] (洗淨機械器具 [洗濯]) 」とか「coin-operated washing machines (コインで作動する洗淨機械器具) 」と記載する代わりに、単に「washing machines (洗淨機械器具) 」と表現することは許されている。包括的表現と認定されない一番の上位概念が何であるかを検討することが、実務上重要と思われる。

2002 年 9 月 15 日の新商標法実施条例の施行により、商標の共同出願、共有が認められるようになった。登録後に共有に変更することも可能である(商標法第 5 条、新商標法実施条例第 16 条)。

出願書類の提出先は、国家工商行政管理総局(State Administration for Industry and Commerce、略称「SAIC」)に属する商標局(Trademark Office、略称「CTMO」)である。商標局は、特許・実用新案・意匠の出願を扱っている国家知識産権局(State Intellectual Property Office、略称「SIPO」)とは全く別の部局である。商標局(CTMO)の URL は、<http://www.tmo.gov.cn/> である。

2 - 4 . 実体審査

(1) 実体審査における拒絶理由

不登録事由として、次のような項目がある(商標法第 9、10、11、12 条)。

- 1) 中華人民共和国の国名、国旗、国章、軍旗、勲章と同一または類似するもの、および中央国家機関所在地の特定の地名、または象徴的・代表的な建築物の名称若しくは形状と同一のもの。
- 2) 外国の国名、国旗、国章、軍旗と同一または類似するもの。ただし、当該国政府が同意している場合はこの限りではない。
- 3) 政府間国際組織の名称、旗、徽章と同一または類似するもの。ただし、当該組織が同意している場合、または公衆に誤認を生じさせない場合にはこの限りではない。

- 4) 許認可等の管理および保証を表示する政府標識または検査印と同一または類似するもの。ただし、承認・権限付与されている場合はこの限りでない。
- 5) 「赤十字」、「赤新月」の標識または名称と同一または類似するもの。
- 6) 民族・国民を差別扱いする性格を帯びたもの。
- 7) 誇大に宣伝し、かつ欺瞞性を帯びたもの。
- 8) 社会主義の道徳、風習を害し、またはその他の不良な影響を及ぼすもの。
- 9) 県クラス以上の行政区画の地名または一般に知られた外国の地名は、商標として使用してはならない。ただし、その地名が別の意味を有する場合、または団体商標、証明商標の一部を構成しているときにはこの限りではない。上記に該当する地名を使用した商標であっても、すでに承認・登録されているものは、引き続き有効である。
- 10) 商品の一般的名称、形状、型番のみからなるもの。
- 11) 単に商品の品質、主要原材料、効能、用途、重量、数量およびその他の特徴を直接的に表示したもののみから構成されるもの。
- 12) 識別力に欠けるもの。
- 13) 立体商標で、商品自体の性質から生じる形状、技術的效果を得るための必然的な形状、または商品に実質的な価値を具備させる形状のもの。
- 14) 他人の先行商標と同一または類似するものであって、同一または類似の指定商品・役務に関わるもの。

【註】10)、11)、12)に該当するものであっても、使用による識別力を獲得したときには、登録されうる(商標法第11条第2項)。

(2) 商標見本に関する職権補正

審査官が職権に基づいて商標見本を補正することはない。

(3) 指定商品・役務に関する職権補正

2002年9月15日の新商標法実施条例の施行により、「部分拒絶」(partial refusal)の制度が導入された。すなわち、審査官の部分拒絶の局指令に対して出願人が何ら応答しないときには、当初の審査官判断に従って、指定商品・役務が職権補正され登録される仕組みになった。

(4) 拒絶理由通知への対応

出願された商標について、方式、登録性および先行商標との抵触の有無について審

査される。

方式に適合していない場合には、出願が却下される。方式要件が基本的には満たされているが、一部について訂正または補完が必要なときには、30日以内に訂正・補完するよう局指令が発せられる。このときには原出願日が維持される。

指定商品・役務等について、実質的な補正が必要であると判断されたときには、15日以内に補正するよう局指令(アドバイス)が発せられる。指定商品・役務等を局指令の内容に沿って補正・減縮することになる。

2002年9月15日の新商標法実施条例により、この15日間という応答期間の期間延長が認められなくなった。従来は30日間の延長が認められていたが、今回の条例改正に当たり、当初は従前通りの(案)であったが、早期権利付与の観点から国務院の法令審査の段階で削除されたと伝えられている。商標関係者は一様に懸念を表明している。特許出願では30日間の延長が認められている。

審査官との面接審査(interview)は認められていないようだが、代理人との電話連絡・打合せは適宜行われている。

局指令(拒絶理由)に不服があれば、拒絶通知を受領した日から15日以内に商標評審委員会(Trademark Review and Adjudication Board、略称「TRAB」)に再審(review)を求めることができる。2001年12月1日から施行された改正商標法により、この再審結果に不服があれば、30日以内に「北京中級人民法院」(Beijing Intermediate People's Court)に出訴できるようになった。それまでの規則では、商標評審委員会(TRAB)の決定が最終(final)であった。

出願が登録されうるものであると判断されたならば、異議申立てのために公告される。異議申立期間は、公告から3月である。出願人は、この3月以内に指定商品・役務を減縮することができ、この場合は再公告される。

中国を指定したマドリッド協定議定書ルートでの国際出願における暫定的拒絶通報に対する応答期間も、受領日から15日であるが、送達ルートは中国商標局 世界知的所有権機関(WIPO) 出願人(または代理人)となる。この場合、郵便局の配達日が証明されれば、その日から15日以内となるが、日本では郵便局が通常郵便について配達日の証明を行うことがないので、このようなケースにおいては世界知的所有権機関(WIPO)の発送日(送付状にWIPOの発送日が記載されている)から20日目が受領日とみなされ、その日から15日以内に応答しなければならない。応答期間が極めて短

いので、日本の商標ユーザーがマドリッド協定議定書ルートでの国際出願で中国を指定したときには、特に留意しなければならない点である。

(5) 拒絶理由通知に対する効果的な対応のポイント、ノウハウ
特になし。

(6) 審査基準および審査マニュアル

審査基準や審査便覧等に相当するものが商標局の内部で整備されているが、公開されていない。今後は公開する方向で検討されている模様。

(7) 審査要処理期間

現在、出願から最初の実体審査の結果が送付されるまでの期間(FA 期間)は、約4～6月である。拒絶理由がなければ、審査結果が出願人に通知されることなく、直接公告されている。FA 期間あるいは最終結果に至るまでの目標処理期間は、特に設定されていない。

(8) 特徴的な審査手続

局指令(拒絶理由)を受けてから、拒絶理由回避の方法について出願人が審査官と相談することは許されていない。また、早期審査の制度も存在しない。

(9) 審査処理促進のために行われている施策

審査処理促進のための特別な方策は、講じられていない。

(10) その他、実体審査に関する特徴的な事項

新商標法実施条例が施行された2002年9月15日から、新しく「部分拒絶(partial refusal)」(指定商品・役務について)の制度が導入された。これにより、ある一部の指定商品・役務のみに係る局指令(拒絶理由)が発せられ、出願人がこれらの指定商品・役務について権利化を望まない場合には、何ら応答せず放置しておいても、残りの指定商品・役務について登録を受けることができる。日本ではこのような「部分拒絶」の制度は未だ導入されていない。

2 - 5 . 登録料金の体系

(1) 公告・登録時の料金

指定商品・役務の数に拘らず、登録 1 件につき、一律 5 中国元*の印紙税が課税されるのみである。

(2) 更新時の料金

更新手数料は、指定商品・役務の数に拘らず、2,000 中国元である。更新期間は、登録満了日の前後 6 月であるが、満了日以降の更新のときには 500 中国元の追加料金を支払わなければならない。

* 1 中国元(ユアン) = 約 14 円。2003 年 3 月現在。

2 - 6 . 異議申立制度

(1) 権利付与前異議か付与後異議か

中国では権利付与前異議申立制度が採用されている。異議申立ては誰でも行なうことができる。商標局の異議申立部(Opposition Division of the Trademark Office)が審理を行なう。異議申立期間は、公告から 3 月以内である。延長は認められておらず、在外人も同様である。

異議申立書は出願人に送付され、30 日以内に答弁書を提出することができる。答弁しなくても、そのことが審理の結果には影響を与えない。異議申立書、答弁書とも提出後 3 月以内に証拠を補充できる。

審理結果に不服の当事者は、決定通知を受領した日から 15 日以内に商標評審委員会(Trademark Review and Adjudication Board、略称「TRAB」)に再審(reexamination)を請求することができる。当事者のいずれかがこの委員会審決に不服であれば、30 日以内に「北京中級人民法院」(Beijing Intermediate People's Court)に出訴できる。

2 - 7 . 審判制度

(1) 拒絶査定に対する不服申立制度

拒絶通知に不服があれば、15 日以内に、商標局の商標評審委員会(TRAB)に不服を申し立てることができる。さらに、この決定に不服があれば 30 日以内に「北京中級人民法院」(Beijing Intermediate People's Court)に出訴することが可能である。

(2) 不使用取消制度

3 年間継続して不使用であれば、不使用取消請求を商標局に対して行うことができ

る。今回の北京訪問調査時には、取り消されうる指定商品・役務は、該当区分全体でなければならないとの説明を受けたが(例えば、指定商品が A、B、C の 3 品目であるときに、A と B が不使用であっても、C が使用されておれば、A についての不使用取消しを請求しても、C の使用を根拠にして取り消されない)、その後の連絡によれば、今後はこのようなケースであっても、A のみを取り消されるような実務に変更されたとのことである。

なお、不使用についての正当な理由が認められれば取り消されない。戦争とか政府の規則等により不使用であった場合、あるいは過去に異議申立てを受けていた場合や現に有効性について争われている場合には、不使用についての正当な理由があるものと判断される。

新商標法実施条例第 3 条に「商標使用」の定義が、次の通りなされた(2002 年 9 月 15 日から施行)。

「商標法および本条例にいう商標の使用とは、商標を商品、商品の包装若しくは容器、および商品取引書に用い、または広告宣伝、展示およびその他の商業活動において商標を用いることをいう。」

不使用取消しの決定に不服があれば、商標評審委員会(TRAB)、さらには北京中級人民法院(Beijing Intermediate People's Court)にアピールできる。

商標権者が提出した使用証拠を、第三者が閲覧することは許されていない。

(3) 商標登録無効審判制度

商標評審委員会(TRAB)に対して無効審判を請求することができる。この決定に対して不服があれば北京中級人民法院(Beijing Intermediate People's Court)に出訴(商標評審委員会の決定から 30 日以内)することが可能である。

2 - 8 . 商標権の存続期間と更新

(1) 商標権の存続期間

登録商標の存続期間は 10 年であり、その起算日は「登録の許可があった日(登録日)」である(商標法第 37 条)。

(2) 更新手続・期間等

中国では、単に更新手数料を支払うことにより更新(10 年毎)することができる。

更新手続期間は、登録満了日の前後 6 月であるが、満了日以降の更新のときには 500

中国元の追加料金を支払わなければならない。内国人、在外者ともに共通の手続ルールが適用されている。

2 - 9 . 手数料

主な手数料の金額は、次の通りである。

- 1) 拒絶通知に対する再審請求 1,500 中国元*
- 2) 補正書の提出 500 中国元
- 3) 不使用取消請求 1,000 中国元
- 4) 登録無効請求 1,500 中国元
- 5) 異議申立て 1,000 中国元
- 6) 異議決定に対する再審請求 1,500 中国元
- 7) 商標評審委員会への申立て 1,500 中国元

* 1 中国元(ユアン) = 約 14 円。2003 年 3 月現在。

2 - 10 . 使用許諾制度

中国では、単独独占使用権(被許諾権者のみが使用)、独占使用権(商標権者と被許諾権者のみが使用)、非独占使用権(商標権者と各被許諾権者が使用)、再使用許諾等について、いずれも契約があれば効力を認められることになったが、すべて設定登録が義務付けられている。契約書や許諾証書等の原因書を提出しなければならない。

登録商標の存続期間を超えた契約は認められていない。

使用許諾は、商標権者による使用とみなされる。

2 - 11 . マドリッド協定議定書への加入予定

中国は、1995 年 12 月 1 日、マドリッド協定議定書に最初に加盟した 4 ケ国(イギリス、スウェーデン、スペイン、中国)のうちの 1 ケ国であり、マドリッド協定議定書の運用サービスが開始された 1996 年 4 月 1 日からマドリッド協定議定書が適用されている。ただし、香港・マカオには未適用である。

2 - 12 . オンライン商標出願

オンライン出願は実現されておらず、当面はその計画もない。

2 - 13. 商標情報データベース

「商標公告」(紙媒体)以外の商標データベースは、現在のところ存在しない。CD-ROM やインターネットによる公開も現時点では計画されていない。

2 - 14. 今後の注力施策

特になし。

2 - 15. 日本特許庁に対する要望事項

- (1) 商標権付与までの期間の一層の短縮
- (2) 中国の原産地表示の保護強化
- (3) 漢方薬の名称についての保護強化
- (4) 各種の公式手数料の低減

2 - 16. 中国の商標実務に対する日本企業の要望事項・内容

(今回の調査に基づくコメントを、「 」以下で付記した。)

- 1) 指定商品・役務の数が10個を超えると、追加料金の支払いが必要である。指定商品・役務の数によらない一定の出願費用として欲しい。

今回の新条例の施行においても、変更されなかった項目である。中国独自の事情があるものと思われるが、改善を期待したい。

- 2) 無用と思われるような商品説明の局指令や、区分が異なるとの局指令を受けることがある。他国では簡単に登録が認められた指定商品であっても、なかなか理解してもらえなかった(電子黒板、複写機の給紙装置等)。

国際分類が採用されているので、ニース分類表に掲載されている表示であれば、ほとんど問題はない。これ以外については、説明努力を重ねるしかなさそうである。

- 3) 局指令(拒絶理由)に対する応答期間が非常に短い。受領日から15日以内となっており、代理人経由だとさらに短くなる。外国人に対する特別措置も検討されるべきである。少なくとも1月以上の応答期間が欲しい。2月程度の設定が望ましい。

2 - 4.(4)で詳述した通り、今回の条例改正では延長もできなくなったので、今

後の改善を是非期待したい。

- 4) 権利が消滅している引例で、拒絶された。商標局のデータベースの更新が遅れているのが原因と思われる。

存続期間が満了しても、1年間は同一または類似の商標出願は拒絶される(商標法第46条)。どのような事案が個別に対応するしかなさそうであるが、最新データベース構築の遅滞によるものであれば、改善を期待したい。

- 5) 商標見本の構成要素の一部として含まれていても、商標全体としては誤認混同の虞がないようなものであっても、引例として挙げられている。

彼我の背景認識の差異に基づく見解の相違ということもありうるので、個別に対応すべき事案と思われる。

- 6) 局指令(拒絶理由)を受けて反論しても、ほとんど必ず拒絶通知(拒絶査定)になる。商標局はその局指令に従わない場合は、即座に拒絶するという姿勢のようである。

指摘されているような状況にあるようである。具体例を積み上げないと、なかなか要望するのがむづかしい事項と思われる。今回の訪問調査では、いずれこの商標官庁でも大なり小なりこのような問題点があるのでは、とのコメントであった。

- 7) 再審請求しても、手続途中での意見開陳の機会がないまま、最終決定となる。また、再審の決定がなされるまで約2年を要している。

ユーザーフレンドリーな対応を期待したい。

- 8) ハウスマークに係る結合商標で、識別力のない用語部分や図形部分について削除を求められる。削除するとグループ会社の親会社が使用しているマークと同一となる。元の親会社が使用しているマークのみの登録商標だと、グループ各社が使用している結合商標の態様については、使用商標とみなされず、不使用取消しや権利行使等について懸念・問題が生じ、不安定な状況に安んじなければならない。このような事例は、「A+B」商標で、「B」に識別力がなく削除された場合も同様である。使用している商標態様と異なることになる。権利不要求制度を導入するか、商標の全体観察という手法を取り入れて欲しい。

他方、一部の分野において、主要文字部分が同一であっても付加部分が異なれば、並存登録されている事例も見受けられる。審査レベルが統一されていないと感じる。

中国では日本同様に同意書(コンセント)制度や権利不要求(ディスクレイマー)制度がないので、根本的な解決がむづかしい課題と思われる。今後、これらの制度

が導入されることを期待したい。

- 9) 識別力がない部分の削除を求められる。削除ではなく、「権利不要求」を申し入れても審査官の裁量で決まり、成功の可能性は20%程度である。

中国も、日本と同様にルールとしての「権利不要求」の制度がないので、上記8)と同様のことが望まれる。

- 10) 区分変更の補正と出願の分割が認められない。

分割出願が認められておらず、制度上致し方なしと思われる。ただし、マドリッド協定議定書ルートでの国際出願であれば、一出願多区分が認められているので対応可能と思われる。

- 11) 不使用取消請求において、本来登録を受けるべきではない者が登録(冒認登録)していても、その登録者による些細な使用行為が「正当な使用」と認められている。

今回の条例改正で「商標の使用」が定義されたので、今後の運用に期待したい。

- 12) 共同出願、共有が認められていない。

今回の条例改正でいずれも認められることになった。今後の運用に期待したい。

- 13) 出願番号の連絡通知が遅い。出願から3月以上経過してから届いている。

今後の運用改善に期待したい。

- 14) 名義変更登録は、出願中および既登録のものすべてについて一斉同時に行わなければならない。出願人の負担が重い。更新時に順次行えないか。

見解が別れる指摘と思われる。一斉変更であれば、当局・第三者に優しい対応となる。

- 15) 外国企業の商標が「驰名商标」として認定されていない。

今後の認定に期待したい。

- 16) 商標使用許諾の届出について、被許諾者が地方の工商行政管理局に届け出をしようとした際に、「商標権者が商標局に届け出を行い、受領された」という証明書の原本を要求された。原本は1通しか発行されておらず、しかも商標権者が保管しているため、提出できないと言ったが、なかなか認められず、最終的には、コピーの上にはこれは原本と相違ないという文言と社印を押して、ようやく決着した。商標使用許諾については、商標局への設定登録のみならず、地方の工商行政管理局への届け出をも要求されており、二重登録と煩わしい。

新実施条例第43条では、3月以内に商標局に届けなければならない、と規定さ

れているが、今後の各地方工商行政管理局の対応を見守る必要がある。

17) 使用許諾設定登録の手續負担・経費が大きい。

今回の改正でも設定登録の規定は廃止されていない。今後の改善に期待したい。

18) 商標権のみならず、税関への登録も行わないと権利行使ができないと聞いている。

日本でも税関への輸入差止申立書の提出が必要であり、各国の実情に合わせた対応が必要と思われる。

19) 企業名称登記制度で 1994 年に申請したが、未だ処理がなされていない。

廃止されたわけではないので、運用が止まっているものと思われる。

20) 商号商標の登録が認められていない。

現在、認められている。ただし、譲渡やライセンスは不可ということである。

21) 再使用許諾の法的な対応は、どのようになっているのか。

再使用許諾の設定登録も認められている。

(以上)